

公益財団法人大野城まどかぴあ掲載広告の取扱要綱の概要

■目的（第1条関係）

この要綱は、公益財団法人大野城まどかぴあが発行する情報誌「アテナ」及びチラシ等に掲載する有料広告の取扱いを定め、併せて適正な情報の提供に資するとともに自主財源の確保を図ることを目的とする。

■掲載の範囲（第2条関係）

掲載できる広告は、市民生活に関連したものであって、次の号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 館の公共性、中立性及びその品位を損なうおそれのあるもの
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に掲げる営業に該当するもの
- (3) 政治活動、宗教活動、意見広告及び個人の宣伝に係るもの
- (4) 公序良俗に反するおそれのあるもの
- (5) その他掲載広告として適当でないと理事長が認めるもの

■広告の掲載場所及び掲載料（第3条関係）

広告の大きさ及び掲載料は、別表第1のとおりとする。

■広告掲載希望者の募集（第4条関係）

理事長は、広告の掲載を希望するもの（以下「広告掲載希望者」という。）を情報誌等により公募するものとする。ただし、理事長が必要があると認めるときは、個別に広告の募集案内をすることができる。

■広告掲載の申込み（第5条関係）

- 1 広告掲載希望者は、あらかじめ理事長が指定した日までに、公益財団法人大野城

まどかぴあ広告掲載申込書(様式第1号)に、掲載しようとする広告の原稿等を添えて、理事長に申し込むものとする。

2 同一掲載位置において、複数の広告掲載希望者がある時は、申込みの受付順とする。

■広告掲載の決定（第6条関係）

1 理事長は、第2条の規定に基づき掲載の可否を決定する。

2 前項の規定に基づき、広告掲載の可否を決定したときは、その結果を広告掲載希望者に公益財団法人大野城まどかぴあ広告掲載決定通知書（様式第2号。以下「決定通知」という。）又は公益財団法人大野城まどかぴあ広告非掲載決定通知書（様式第3号）をもって通知するものとする。

3 前項の決定通知を受けた申込者（以下「広告主」という。）は、理事長の指定する期日までに、広告の版下原稿を提出するものとする。

■広告掲載料の納付（第7条関係）

広告掲載料は、掲載の決定後理事長の指定する期日までに、一括前納するものとする。

ただし、理事長が特別の理由があると認めるときは、この限りではない。なお、振込で支払う場合の振込手数料は広告主の負担とする。

■広告主の責任等（第8条関係）

1 広告の掲載内容に関する責任は、広告主が負うものとする。

2 版下原稿の作成経費は、原則広告主の負担とする。

■広告掲載の取消し（第9条関係）

理事長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第6条第1項の広告掲載決定を取り消すことが出来るものとする。

(1) 広告主が期限までに版下原稿を提出しないとき

- (2) 広告主が期限までに広告掲載料を納付しないとき
- (3) 提出した版下原稿が掲載の範囲に該当しないとき
- (4) 広告掲載希望者が虚偽の申請をしたとき
- (5) その他印刷物等の作成に支障が生じたとき

■広告掲載料の返還（第 10 条関係）

理事長は、広告掲載が決定した後、広告主の責に帰さない理由により広告が掲載できなかったときは、広告掲載料を返還するものとする。

■委任（第 11 条関係）

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が別に定める。

別表第 1

・アテナの料金一覧

掲載期間・サイズ	Aサイズ（縦 50mm×横 90mm）	Bサイズ（縦 50mm×横 185mm）
1ヶ月	¥30,000	¥50,000
3ヶ月（10%引）	¥81,000	¥135,000
6ヶ月（20%引）	¥144,000	¥240,000
12ヶ月（30%引）	¥252,000	¥420,000